

## 第3編 第3章 相続

### 第3節：無遺言相続

#### 第1款：総則

第912条 法定相続(sucesión legítima)は次の場合生じる：

- ① ある者が遺言なく死亡したとき、または、遺言が無効なとき、もしくは、遺言がその後効力を失ったとき。
- ② 財物の全部もしくは一部について遺言に相続人の指定がないとき、または、(遺言で)遺言者に属する全ての財物を処分していないとき。後者の場合、法定相続は、遺言で処分されていない財物についてのみ生じる。
- ③ 相続人の指定に付された条件を欠くとき、(遺言指定)相続人が遺言者の前に死亡したとき、または、(遺言指定)相続人が代替相続人を持たないで、かつ、(他の相続人に)増加権が発生することなく相続を放棄したとき。
- ④ 指定された相続人が相続無能力であるとき。

第913条 遺言相続人がいないときは、法は死亡者の親族、寡夫もしくは寡婦および国に譲る。

第914条 遺言による相続無能力に関する規定は同じく無遺言相続に適用される。

第914条の2 (2022年改正、同年施行) 愛玩動物に関して遺言処分がない場合は、これらは法律に従って(これらを)要求する相続人または受遺者に引き渡される。

直ぐにそれができなかった場合は、愛玩動物の世話を保証するため、また、その世話について先の見通しの欠如のため必要なときのみ、行政機関または遺棄動物収容を委託されたセンターに、対応する相続手続きが解決するまで、引き渡される。

相続承継人の誰も愛玩動物を自己の物としない場合は、管轄の行政機関は、その世話と保護のため、第三者に譲渡することができる。

二人以上の相続人が愛玩動物を要求し、その行き先について全員の一致がない場合は、裁判所は動物の福祉を考慮して、その行き先を決定する。

#### 第2款：親族関係

第915条 親族関係の近しさは世代(の数)により決まる。各世代は1親等を形成する。

第916条 親等の列は直系または傍系の線を形成する。

ある者から他の者に下がる者たちの間での親等の列で構成される線を直系と呼ぶ。

ある者から他の者に下がるのではなく、共通の始祖から出てくる者たちの間での親等の列で構成される線を傍系と呼ぶ。

第 917 条 直系は直系卑属と直系尊属に分かれる。

前者は家長とその者から下る者たちを結ぶ。

後者はある者とその者が卑属となる者たちを結ぶ。

第 918 条 親系では、先代の親系を算入しないで、親等、世代または人数で数えられる。

直系では、単にその始祖(tronco)まで遡る。よって、子は父とは 1 親等、祖父とは 2 親等、曾祖父とは 3 親等で離れる。

傍系では、共通の始祖に遡り、計算対象の本人に下る。兄弟は(他の)兄弟とは 2 親等、父または母の兄弟である叔父(伯父)とは 3 親等、従兄弟とは 4 親等で離れる。

第 919 条 前条に係る計算は全ての事柄で効力を持つ。

第 920 条 父方と母方を同じくする親族関係を全血と呼ぶ。

第 921 条 相続では、代襲相続権を除いて、親等で最も近い親族は親等の遠い親族を排斥する。

全血についての第 949 条の規定を除いて、同じ親等の親族は均等に相続する。

第 922 条 同一親等の者が数人あり、ある者(達)が相続しない、または、できない場合は、代襲相続が発生するときを除いて、その者の持分は同一親等の者の持分を増加させる。

第 923 条 最も近い親等の者が一人だけでその者が放棄すると、または、複数いる場合で法律により(相続に)召集された最も親等の近い者全員が放棄すると、次の親等の者が、放棄者の代襲ではなく、それ自身の権利で相続する。

### 第 3 款：代襲

第 924 条 ある者の親族が、そのある者が生存している場合または相続することができる場合に(そのある者が)獲得するであろう全ての権利を承継する権利を代襲相続権と呼ぶ。

第 925 条 代襲相続権は下方の直系で生じ、上方には決して生じない。

傍系では全血と半血兄弟の子のために生じる。

第 926 条 代襲相続の場合、遺産分割は、代襲相続人が被代襲者が生きていれば相続するであろうものより多く相続することがないようにして、株分け(estirpes)によりなされる。

第 927 条 被相続人の一人以上の兄弟に子たちがいるときは、それらの子は、叔父たちと競合して代襲で相続する。自身たちだけが競合する場合は、均等に相続する。

第 928 条 ある者を代襲する権利は、その者の相続を放棄したことにより喪失しない。

第 929 条 廃除または相続無能力の場合以外は、生存者は代襲され得ない。